

○新見市ふるさと納税協力事業者募集要綱

平成30年2月21日

告示第18号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市にふるさと納税をした者（以下「寄附者」という。）に対する返礼品を取り扱う新見市ふるさと納税協力事業者（以下「協力事業者」という。）の募集について必要な事項を定めるものとする。

(協力事業者)

第2条 協力事業者とは、新見市へのふるさと納税の推進に協力し、返礼品を取り扱う事業者等をいい、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本社（本店）、支社（支店）又は事業所が市内にある法人、団体又は個人事業者であること。ただし、市の産業振興及び魅力発信に寄与すると市が判断する場合はこの限りではない。

(2) 各種法令に基づいて生産、製造、販売等を行う者であること。

(3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定される暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(返礼品)

第3条 返礼品とは、新見市の魅力を発信し、本市の産業振興につながる要素を有する商品等をいう。

2 返礼品は、次の各号のいずれにも適合するものとする。

(1) 第1号寄附金の募集の適正な実施に係る基準並びに物品又は役務に類するもの、返礼品等の調達に要する費用の額の算定の方法及び返礼品等の基準（平成31年総務省告示第179号）第5条に規定する返礼品等の基準（以下、「地場産品基準」という。）に適合すること。

(2) 安定した品質及び数量の供給が見込めること。ただし、数量については、期間を限定して供給する場合はこの限りではない。

(3) 飲食物は、寄附者に商品が到着後5日程度の賞味期限が保証されていること。

(4) 新見市が契約するふるさと納税のインターネットポータルサイト運営事業者（以下「運営事業者」という。）において商品等の取扱いができること。

3 協力事業者が設定する返礼品の価格には、消費税及び地方消費税を含み、寄附者への返礼品の送料は含まないものとする。

(協力事業者及び返礼品の決定)

第4条 協力事業者及び返礼品は、新見市ふるさと納税協力事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において応募内容等を審査し、総合的に判断して可否を決定する。

2 選定委員会は、移住・定住推進課長、農業畜産振興課長、林業振興課長、商工観光課長をもって構成する。

3 選定委員会に会長を置き、移住・定住推進課長をもって充てる。

4 会長は、選定委員会を招集し、会務を総理する。

5 会長に事故があるとき又は会長が欠けるときは、あらかじめ会長が指名する委員がそ

の職務を代理する。

(登録手続き等)

第5条 協力事業者の登録を希望する場合には、新見市ふるさと納税協力事業者登録申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、添付書類とともに、市長に提出するものとする。

2 協力事業者の登録の可否は、新見市ふるさと納税協力事業者登録審査結果通知書(様式第2号)により通知する。

(返礼品の追加・変更・廃止)

第6条 協力事業者が返礼品を追加・変更・廃止する場合には、新見市ふるさと納税返礼品登録変更申込書(様式第3号)に必要事項を記入し、添付書類とともに、登録変更を希望する月の前々月の末日までに市長に提出するものとする。

2 返礼品の追加・変更・廃止の可否は、新見市ふるさと納税返礼品登録変更審査結果通知書(様式第4号)により通知する。

(協力事業者の取りやめ)

第7条 協力事業者が協力事業者の登録の取りやめを行う場合には、新見市ふるさと納税協力事業者辞退届(様式第5号)に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。

(その他留意事項)

第8条 協力事業者は、次の各号全てについて承諾するものとする。

(1) 応募の際は、地方税の滞納がないことが確認できる納税証明書を提出すること。

(2) 新見市から提供された寄附者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、新見市個人情報保護法施行条例(令和4年新見市条例第36号)及び関係法令を遵守し、適正に取り扱うこと。

(3) 新見市が契約するふるさと納税のインターネットポータルサイトへの商品掲載については、運営事業者の指示に従い必要な手続き及び運用を行うこと。

(4) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合又は新見市及び運営事業者から依頼等があった場合は真摯に対応し、その解決に努め、その結果について市長へ報告すること。なお、品質や発送間違い等による補償やクレーム対応については、市は一切の責任を負わない。

(5) 協力事業者は、返礼品に地場産品基準や食品表示法(平成25年法律第70号)の違反が疑われる事案が生じた場合には、速やかに実地調査に応じること。

(6) 市は、協力事業者及び返礼品が本告示の基準に適合しなくなったと認められる場合は、返礼品の調達を中止することができる。この場合、市及び運営事業者は、協力事業者に損害が生じた場合もその責を負わない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日までに、新見市ふるさと納税返礼品の取扱いを行っている事業者は、この要綱の相当規定により、新見市ふるさと納税協力事業者及び返礼品として登録したものとみなす。

附 則（平成31年3月29日告示第79号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第57号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日告示第25号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月11日告示第124号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年10月2日告示第148号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第70号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）

（様式は省略）

【改正後】

【改正後】